

「全国学力・学習状況調査結果の開示に係る鳥取県情報公開条例の改正に関する調査」  
(パブリックコメント)の結果について

平成21年1月28日  
小 中 学 校 課

- 県教育委員会では、平成21年度以降に実施される全国学力・学習状況調査の結果の取扱いについて、「子どもたちの心情に配慮しつつ、県民の皆様には調査結果を有効に活用していただくため、鳥取県情報公開条例を改正した上で、調査結果を開示する」という方向性を確認し、条例改正に向けた検討を行ったところです。
- この度の調査は、県教育委員会で検討中の条例改正素案について、広く県民の皆様から御意見を伺い、今後の参考にしたいと考えて実施したものです。その結果を下記のとおり報告します。

記

1 調査の概要

(1) 調査内容

問1 検討中の素案では、市町村ごとの調査結果及び学校ごとの調査結果（1学校1学級で児童生徒数が10人以下の場合を除く）を開示することとしています。調査結果を開示する場合、どのレベルまで開示するのが妥当だと思いますか。（複数回答可）

問2 検討中の素案では、児童生徒の健全な育成のための教育的配慮の観点から、開示した情報の使用に制限を付けることとしています。その場合、「特定の学校または学級を識別できる方法による公表、提供をしてはならない」という制限を付けることも考えられますが、調査結果を開示する場合、公文書の使用にこうした制限を付けることに賛成ですか、反対ですか。賛成・反対どちらにも当てはまらない場合は「3 その他」を選んでご意見を記入してください。

問3 問2で「1 賛成」と回答された方はその理由をお答えください。（複数回答可）

問4 問2で「2 反対」と回答された方はその理由をお答えください。（複数回答可）

問5 検討中の素案に対して、その他の御意見があれば、自由に記述してください。

(2) 募集期間 平成20年11月6日（木）～20日（木）

(3) 応募方法 郵送 ファクシミリ 電子メール 県庁県民室、各総合事務所県民局又は県立図書館に設置してある意見箱へ投函 各市町村役場で配布する応募用紙の回答用封筒に入れて郵送

2 結果の概要

番号	設 問	選 択 肢	件数	%
問1	どのレベルまで開示するか	1. 市町村ごとの調査結果	21	15.6
		2. 学校ごとの調査結果	16	11.9
		3. その他	98	72.6
問2	開示する場合、公文書の使用に制限を付ける	1. 賛成	55	43.3
		2. 反対	16	12.6

	ことについて			
		3. その他	56	44.1
問3	制限に賛成の場合の理由	1. 児童生徒の健全育成のための教育的配慮	50	46.7
		2. 序列化や過度な競争の防止	50	46.7
		3. その他	7	6.5
		4. 理由無し	0	0
問4	制限に反対の場合の理由	1. 情報公開条例の目的(知る権利)に反する	10	45.5
		2. 憲法の表現の自由(による知る権利)に反する	6	27.3
		3. その他	6	27.3
		4. 理由無し	0	0

パブリックコメント総数 135 件

### 3 各設問のその他の内容等

#### 問 1

- ・ 開示の必要はないと考えるが、開示しなければならないのなら県レベルで十分。

#### 問 2

- ・ 「情報」を開示する方針を曲げないというのであれば、制限は必要。

#### 問 3

- ・ 制限も必要だが、請求者の意図の確認も必要。

#### 問 4

- ・ 頑張っている学校、担任は公表と併せ高く評価。その逆も然り。民間では至極当然。
- ・ 開示される情報は公にされ得る情報。支障がある情報は非開示とる。開示するにあたって使用制限を付さなければならないことは情報公開制度ではありえない。

#### 問 5

- ・ 条例改正の必要を感じない。特定の学校が識別できることが悪いことだとは思わない。
- ・ 県議会は県民代表、議会で成立した条例に教育委員会が従わないことは大きな問題。どれだけの保護者が情報公開に反対しているのか見えない。調査結果は公表を。
- ・ HP の経緯では非開示意見の方に説得力を感じる。電子アンケートの開示理由には教育の本質や開示の弊害を考えてないコメントが多数あるのが気になる。すでに保護者に結果を説明している学校もあり、十分に目的が達せられている。
- ・ 「全国統一テストの実施・公開」はイギリスで行われて、様々な問題を生み、先月 14 日「14 歳テスト廃止」を発表した。イギリスで起きた問題にしっかりと学ぶべき。
- ・ 県の公文書としては、学力テスト結果は特別。審議会メンバーだけでは不十分。大学の教育学専門の教授等を補充して慎重に審議すべき。
- ・ 条文に引きずられ全体を見失っている。識者の人選には配慮を。
- ・ 結果を受け止め、序列と受け止めない風潮を作っていくべき。配慮事項が良い。
- ・ 統計的に信用できない数値に対して、あれこれ言うのは愚か。鳥取県がこれだけ騒いでも他県は知らない顔、鳥取県は今、天下の悪政をしようとしている。
- ・ 自分の子の結果は知ることができる。今の状態以上に何を知りたいのか理解できない。

### 4 今後の予定

いただいた御意見は、県政参画電子アンケートなどでいただいた御意見等とともに、11月14日に開催された定例教育委員会における「平成21年度以降の全国学力・学習状況調査結果の取扱い方針について」の検討、及び11月22日に開催された臨時教育委員会に提出した「鳥取県情報公開条例の一部改正について」の協議の参考にさせていただきました。

その後、11月県議会に提出した条例改正案が可決され、この条例は平成21年4月1日からの施行となります。